宮

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果

○資金管理団体の届出

○宮城県告示第五百五号

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号。 以下「法」という。)

発

次

目

告 示

○生活保護法による施術者の指定(二件) ○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請(二件)

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス事業者の指定

○特定計量器の定期検査の実施 指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○県営土地改良事業の換地処分

(特定第二号漁業者)

(水産林政総務課

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)

選挙管理委員会

○政治団体の届出事項の異動届

〇政治団体の届出

告 示

行

宮 城 県 (総務部県政情報・文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022 (211) 2267 (毎週火,金曜日発行)

なお、

する。

という。)

第三十条第一項の規定により告示し、

処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。 五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、 同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供

以下「要綱」 産業廃棄物

提出することができる 当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、 要綱第三十二条第一項の規定により意見書を

令和五年七月二十一日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

ページ

所在地 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目四番四十六号 宮城県森林組合連合会

(廃棄物対策課)

2

(社会福祉課)

(障害福祉課)

同

三

3 代表者の氏名 代表理事 大内伸之

産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県黒川郡大和町落合松坂字銅山三十六番十七

産業廃棄物処理施設の種類

木くずの破砕施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)

兀 七条第八号の二)

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

(産業立地推進課)

同

同

農村整備課

 $\equiv$ 

Ŧi. 申請年月日

令和五年五月八日

四

六 縦覧場所等

縦覧場所 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)

(警察本部会計課)

四

2

縦覧期間 令和五年七月二十一日から令和五年八月二十一日まで(午前八時三十分から午後五

時十五分まで)

七

意見書の提出期限等

八

八

1 提出期限 令和五年九月四日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所

3

あっては、名称、 意見書に記載すべき事項 主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称 生活環境保全上の見地からの意見、 提出者の氏名及び住所 (日本語によ (法人に

り記載すること。

第十

## ○宮城県告示第五百六号

という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供 処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」 五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を

令和五年七月二十一日

提出することができる。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

名称 宮城県森林組合連合会

所在地 宫城県仙台市青葉区上杉二丁目四番四十六号

3 代表者の氏名 代表理事 大内伸之

産業廃棄物処理施設の設置の場所 宮城県黒川郡大和町落合松坂字銅山三十六番十七

産業廃棄物処理施設の種類

木くずの破砕施設(移動式) (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

三百号) 第七条第八号の二)

Ŧî. 申請年月日

令和五年五月八日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 宮城県環境生活部廃棄物対策課

2 時十五分まで) 縦覧期間 令和五年七月二十一日から令和五年八月二十一日まで(午前八時三十分から午後五

七 意見書の提出期限等

提出期限 令和五年九月四日

2 宮城県環境生活部廃棄物対策課

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人に

> り記載すること。) あっては、 名称、 主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称 (日本語によ

## ○宮城県告示第五百七号

む。)の規定により、施術者として次のとおり指定した。 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条(中国

令和五年七月二十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

新井	真壁	三浦	氏
隆広	絵里	光浩	名
クジラ整骨院	KEiROW太白中央ステーション	フレアス在宅マッサージ	施術所の名称
オフィス大栄一○二号室登米市迫町佐沼字南元丁四○番地三	ル三〇二号室 仙台市太白区長町三-七-六 高新ビ	気仙沼市南町一丁目二 – 六	住所又は施術所の所在地
† 十日 年五月	†日 令和五年五月	† 十日 五年 五月	指定年月日

# ○宮城県告示第五百八号

む。)の規定により、施術者として次のとおり指定した。 する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条(中国

令和五年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

月十日 令和四年十一	石巻市中里四 – 一一 – 一一	木村接骨院・鍼灸院	孝哉	木村
指定年月日	住所又は施術所の所在地	施術所の名称	名	氏

## ○宮城県告示第五百九号

所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通

令和五年七月二十一日

〇四五二四〇五一三七	事業所番号	
百六十九番地一旦理郡旦理町字狐塚このみ	所在地	
児童発達支援	支援の種類指定障害児通所	
好 社団法人	設置者名	
一日 一日五年七月	指定年月日	

宮城県知事

村

井

嘉

浩

## ○宮城県告示第五百十号

の規定により告示する。 児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十五児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十第四項の規定により指定障害

令和五年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四五二八〇〇一二二	事業所番号
正源八 – 二加美郡加美町菜切谷カムカム2	所在地の名称及び
ービス 放課後等デイサ	児通所支援の種類廃止する指定障害
のち晴れ 動法人くもり	設置者名
三十日 令和五年六月	廃止年月日

# ○宮城県告示第五百十一号

一条第一号の規定により告示する。二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十三号)第

令和五年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四二〇七〇〇五九三	0回110111001七0	事業所番号
百三十二番地一名取市本郷字東六軒	三番地十九号 塩竈市貞山通三丁目 ンス グループホームシエ	所在地の名称及び
共同生活援助	共同生活援助	ービスの種類 指定障害福祉サ
株式会社リー	合同会社シエ	設置者名
一日 日 五 年 七 月	一日 日五年七月	指定年月日

# ○宮城県告示第五百十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)

第

処分を行った地区の名称

あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が

令和五年七月二十一日

宮城県知事一日

$\cap$
Ž
宮城
城
県
告
灭
弟
五
云
ፗ
工
Ξ
믕
,

四三〇七〇〇五六七

地域定着支援

信同会社もも

三十日 令和五年六月 事

業

所

番号

所在地事業所の名称及び

福祉サービスの種類廃止する指定障害

設置者名

廃止年月日

村

井

嘉

浩

<sup>城</sup>県告示第五百十三号

(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり

実施する。

計量法

令和五年七月二十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

九月二十日	九月十一日	九月八日	九 月 五 日	九月四日 日	実施年月日
塩竈市全域	塩竈市全域	塩竈市全域	塩竈市仲卸市場	塩竈市仲卸市場	実施区域
午後二時三十分まで	午後二時三十分まで	午後二時三十分まで	正午まで 年前八時三十分から	正午まで 年前八時三十分から	検査受付時間
育館) 塩釜ガス体育館(塩竈市体	育館) 「塩釜ガス体育館(塩竈市体	マリンゲート塩釜	号壳場) 岩流線(十四	号壳場) 岩壳場(十四岩釜水産物仲卸市場(十四	実施の場所

# ○宮城県告示第五百十四号

事業の換地処分を次のとおり行った。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良

令和五年七月二十一日

宮城県知事 村 井

嘉

浩

岩沼地区第4分区

処分の年月日 令和五年七月六日

# ○宮城県告示第五百十五号

の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適 準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者 合するものと認める。 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。) 第百八条第五項において

3

令和五年七月二十一日

宮城県知事

村 井 嘉 浩

区支び津支大区気桑組漁 (陸市気) 所志支所谷支仙支合業宮町 144	区
所志文所谷文仙文音来宮町 仙 の津所、本所沼所の協城区南仙 地川及歌吉、地、唐同県域三沼	域
るとんをにンン総 漁をま使よ未以ト 業目を用り満上ン	区
的とし棒の二数 とるて受漁十十 すこさ網船トト	分
四令 日和 五 年 七 月	届出年月日
高橋 大十二年 高橋 七十二年 高橋 七十二年 一十二年 一十二年 一十十十二年 一十十十二年 十十十二年 十十二年 十十二年 十十二年 十十二年 十十二年 十十二年 十十二年 十十二年 十十二年 十十二年 十十二年 十十二年 十十二十二年 十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	発起人の住所及び氏名
業に三令和法漁漁 規号第二十令 定す第二百九年 高六九年 漁条十政昭 (電質)	漁業の種類
<u> </u>	漁業 者 数

### 公 告

宮

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

### 入札に付する事項

- 調達案件及び数量 適性検査用視覚検査装置賃貸借 式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- 3 令和五年十月一日から令和十三年九月三十日まで
- 4 履行場所 宮城県運転免許センターほか

- 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であ
- 県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城
- をしていない者であること。 る廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立て 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条によ
- の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第 なされなかった者とみなす。 一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始
- 更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、 の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす 従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく 開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続
- 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
- 7 れにも該当しない者であること 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行) 別表各号に規定する次のいず
- 為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行
- 店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及 団員が経営に事実上参加していると認められるとき 力団員による不当な行為の防止等に関する法律 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、 第一 個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴 一条第六号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) である場合、又は暴力 (平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」と 非常勤を含む役員及び支配人並びに支
- $(\Box)$ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、 自己若しくは第三者の不正な利益を図

ŋ の威力を利用するなどしていると認められるとき 力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者 又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団 警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。) (以下 「暴

- 等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、 又は関与していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者 「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人 议
- 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 入札書の提出場所等 入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇-八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番 入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記 号 電話○二二-二一一-三三三五)へ令和五年八月一日(火)午後五時までに提出すること。 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で
- 1

〒九八○-八四一○ 宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号○二二−二二一−七一七一、内線二三三二) 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審查

て、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない 書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間におい 入札を希望する者は、 入札説明書に定めるところにより令和五年八月十八日(金)までに必要

入札書の提出期限

にて1宛て必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理し 八月三十日 入札書を持参する場合は、 (水)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便 5の開札の日時までとする。ただし、 郵送による場合は、

(5)

- 5 開札の日時及び場所
- 令和五年八月三十一日 木 午前十時
- (二) 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室
- 入札に参加することができない者

一に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

Ŧi.

- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- り、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあ 入札保証金 財務規則 (昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定によ
- ると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第百十三条及び第百十四条の規定に

3

よる。

- 求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に
- 税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載 同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免 と。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地 方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載するこ
- 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札
- 契約書作成の要否
- 降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する 務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以 この入札に係る調達案件は、 地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業
- 詳細は入札説明書による。

### 六

Summary

Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters August 30, 2023, 5:00 p.m Place and deadline for submitting bid form: Supplies Section, Accounting Division, General

- 2 Item/Servise Required: Lease of vision inspection devise (designed for aptitude test for motor vehicle drivers) 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection: the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters August 31, 2023, 10:00 a.m.
- 4 Contact: Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 入札に付する事項

- 調達案件及び数量 運転シミュレータ(四輪・二輪)装置賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和六年二月一日から令和十一年一月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県運転免許センター
- 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- ること。
- 県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

宮

- 開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

- の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく
- 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
- れにも該当しない者であること。 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。なお、入札に参加しようとする者の業務として行った行なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

- 団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

  「入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴が理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴が理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴が理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴が理事等、個人の場合は、その者並びに支配人並びに支配人がでに支配していると認められるとき。
- 一入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)一入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- ▼は関与していると認められるとき。○ 入札に参加しようとする者又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、下「暴力団等」という。) 又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人下「暴力団等」という。) 又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人
- していると認められるとき。 四 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- 引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

  「知」入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取
- 入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八○-八五七○ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で

入札書の提出場所等 電話〇二二-二一一-三三三五)へ令和五年八月一日(火)午後五時までに提出すること。

〒九八○-八四一○ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

入札説明書等の交付方法 宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号○二二−二二一−七一七一、内線二二三二)

2

3 この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる 般競争入札参加資格審查

書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間におい

当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和五年八月十八日(金)までに必要

### 入札書の提出期限

にて1宛て必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理し 八月三十日(水)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便 入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和五年

### 開札の日時及び場所

令和五年八月三十一日(木)午前十時三十分

入札に参加することができない者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室

宮

四

Ŧî.

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

2 ると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。 入札保証金 免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあ 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定によ

契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第百十三条及び第百十四条の規定に

- 求められる義務を履行しなかった者のした入札は、 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に 無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載するこ

(7)

税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載 同じ。)を加えた金額とするので、 と。また、契約金額は、 (当該金額に一円未満の端数があるときは、 入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免 その端数金額を切り捨てた金額。 以下

落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札

## 契約書作成の要否

降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する 務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業

# 詳細は入札説明書による。

### 概要

### 六

Summary

Place and deadline for submitting bid form: Supplies Section, Accounting Division, General

Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters August 30, 2023, 5:00 p.m.

2 and two-wheeled vehicle) - 1 set Item/Servise Required: Lease of driving simulator devise (designed for four-wheeled venicle

August 31, 2023, 10: 30 a.m Date and Place of Bid Selection: the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters

Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel. 022-221-7171 Ext. 2232 Contact: Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi

# 選挙管理委員会

## ○宮選管告示第六十九号

体の届出があった。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団

### 令和五年七月二十一日

宮城県選挙管理委員会

員 長 皆 Ш 章 太 郎

第422号	令和5年7	7月2	1日	金曜	日	宮	切	龙	県	公	軒	3								(8)
自由民主党白石市支	(一) 政党の支部	令和五年七月二十	体の届出事項を異動した旨届出があった。	政治資金規正法(昭 〇宮選管告示第七十号	星克秀後援会	仁平さとこ後援会	台を創る会	ひろみ後接会	正なから大会会は	左縥しずき後爰会	左人引頁子炎爱公		角張だいじ後援会	おおうち卓也後援会	阿部ひろゆき後援会	あべひこただ後援会	愛知かなえの会	政治団体の名称	国会議員関係政治	その他の政治団体(
横 の代 山 氏表		十 日	した旨届	(昭和二十三年法律第百-号	星	仁 平	伊藤	<b>非</b> 城		左 な	人 / 引	金頁	角張	大内	米本	櫻井	愛知加奈絵	の代 氏表	以	政党及び
隆 光 名者			出があっ	三年法律	守夫星	覚子	優太			繁勤 左	连 亲		大治 鱼	卓也	康添	保阿		名者	の政治団	政治資金
主たる事務異 動 事 項			た。		年	仁平 覚子	藤伽羅	坂		な	<b>人</b> 多		角張 彩希	佐藤 好一	が田 紀子	部彦忠	仲村 悦義	の 氏 名計 音 名者	体	(政党及び政治資金団体以外
3 白石市十王堂前	宮城県選			九十四号)第七条第一	角田	, 仙台市泉区南光台南	仙台市青	1 位于		名取书美田園一		_	: 白石市字兎作三 –	白石市白川	, 塩竈市野田	宮城郡利府	仙台市青葉区米ケ袋一			(の政治団体)
	宮城県選挙管理委員会				市佐倉字小山東一	一南光台南	葉区高松一	区木町道		園一   1   1   1   1   1   1   1   1   1	前二 木	丁大公尺字宫田	作三-一	内親字佐	一 八 二	町森郷字町	区米ケ袋	主たる事務所の		
白石市八幡町一旧	皆会			項の規定により、	九六	一            四	  -  -  -	· <u> </u>	i	九		字 宝 田 七		野二	四	一一	五二二一	所在地		
令和五年 異動年月日	章 太 郎			次のとおり政治団	令和五年 王月二十三日	令和五年 六月五日	令和五年 十七日	令利王年 六月五日	京 六月二十三日 二十三日	令和五年二十月六日	帝	令和五 年 六月八日	_ [	令和五年 十四日	令和五年 十九日	令和五年 十六日	令和五年 六月五日	届出年月日		
愛知加奈絵	し体の 体の 体の 経出 世間 で に で に に に に に に に に に に に に に	令 和 五 年	$\sigma$	政治資金規正法	○宮選管告示第七十一号	渡辺博史後援	渡辺博史後援会		松野ひさお後援会	石川けんじ後援会	青葉・市政調	政治団体の	二 その他の				自由民主党築館支部			部
宮城県議会議員	公職の種類	-七月二十一日	出があった。	法	が 第七十 一号	会					査会	名称の代	政治団体							
巫		Е	1	11十三年		渡辺 博史	渡辺 博史		遠藤宏	石川 芳昭	西澤 啓文	氏表 名者	(政党及び				大場一豊			
愛知かなえの会	資金管理団体の			+法律第百九十	の 氏 名		近 またる事務	の 氏 名 計 責 任 者	の代表名者	の代 氏表 名者	の 氏 名	4 異動事項	(政党及び政治資金団体以外の政治団体	の 会 計 責 任 名者	。 の付 氏妻 : 名者	せ 月 長 月 子 オ		の 会計責任者	の代 氏表 名者	所の所在地
14		宮城		四号)第		千葉	井仙七台	松野	遠藤	石川	平 山	h.m.	以外の政	石田	対		高柒四九 - 五栗原市築館字-	松野	横山	<u>=</u>
市青葉区坐	主たる事務 員 長	宮城県選挙管理委員会		十九条第二			1-三七- 一二十三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	恭子	宏	芳昭	良香	新	治団体)	修一		世	九 兵 丘 上 上	久 郎	隆光	
仙台市青葉区米ケ袋一-五-二	主たる事務所の所在地委 員 長 皆 川	生委員会		oo に。 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定により、		中八公	町通一 – 八 – 二 仙台市青葉区木	樋口 祝郎	二瓶 晃一	<b>蘓武多四郎</b>	清水 誠義	旧		長谷川美子	長名川	長 四日	田尺四一 = 二九栗原市築館字荒	永倉 敏明	安藤 俊威	二 一 四
令和五年	章 太 指定 年 月 日			次のとおり資金	六月十九日	令 和 五 年	令和五年 四月一日		五月二十八日 年 千八日	令和五年 六月十一日	令和五年 六月二十日	異動年月日					令和五年			六月十七日